

第 12 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 みなと銀行

取締役頭取 尾野 俊二

中間貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	34,457	預 金	2,697,236
コ－ルロ－ン	15,848	譲 渡 性 預 金	11,525
債券貸借取引支払保証金	17,595	債券貸借取引受入担保金	28,462
商品有価証券	419	借 用 金	57,334
有 価 証 券	634,888	外 国 為 替	75
貸 出 金	2,168,026	社 債	5,000
外 国 為 替	4,995	そ の 他 負 債	13,135
そ の 他 資 産	24,355	未 払 法 人 税 等	1,283
有形固定資産	34,415	リ－ス債務	212
無形固定資産	4,612	資産除去債務	213
繰延税金資産	11,174	そ の 他 の 負 債	11,425
支払承諾見返	16,066	賞 与 引 当 金	829
貸 倒 引 当 金	△ 32,817	退 職 給 付 引 当 金	4,211
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	195
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	661
		支 払 承 諾	16,066
		負 債 の 部 合 計	2,834,733
		(純資産の部)	
		資 本 金	27,484
		資 本 剰 余 金	49,483
		資 本 準 備 金	27,430
		そ の 他 資 本 剰 余 金	22,053
		利 益 剰 余 金	17,212
		利 益 準 備 金	53
		そ の 他 利 益 剰 余 金	17,159
		別 途 積 立 金	2,325
		繰 越 利 益 剰 余 金	14,834
		自 己 株 式	△ 123
		株 主 資 本 合 計	94,057
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,178
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	69
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,248
		純 資 産 の 部 合 計	99,305
資 産 の 部 合 計	2,934,038	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,934,038

中間損益計算書 [平成22年4月 1日から
平成22年9月30日まで]

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		30,692
資金運用収益	22,784	
(うち貸出金利息)	(19,793)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,741)	
役員取引等収益	5,387	
その他業務収益	1,304	
その他経常収益	1,216	
経常費用		23,790
資金調達費用	2,415	
(うち預金利息)	(1,433)	
役員取引等費用	1,999	
その他業務費用	3	
営業経費用	16,718	
その他経常費用	2,652	
経常利益		6,901
特別利益		6
償却債権取立益	6	
特別損失		187
固定資産処分損	64	
その他の特別損失	123	
税引前中間純利益		6,720
法人税、住民税及び事業税	1,146	
法人税等調整額	977	
法人税等合計		2,123
中間純利益		4,596

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（時価のある株式については中間決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,018百万円であります。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、経常利益は4百万円減少し、税引前中間純利益は128百万円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額4,586百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,366百万円、延滞債権額は54,148百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は940百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,452百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,909百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,823百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、22,217百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	60,650百万円
預け金	0百万円
その他資産	90百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,400百万円
債券貸借取引受入担保金	28,462百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券48,672百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は3,615百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、450,904百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が442,966百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額20,352百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,200百万円が含まれております。

12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は18,802百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 241円 92銭

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益467百万円、株式等売却益286百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,772百万円及び貸出金償却196百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う影響額であります。
4. 1株当たり中間純利益金額 11円 19銭
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	67,865	68,647	782
	社債	13,016	13,115	98
	小計	80,881	81,763	881
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	250	250	△0
	社債	—	—	—
	小計	250	250	△0
合計		81,132	82,013	881

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

注 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,928
関連法人等株式	—
合計	3,928

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,186	6,959	1,226
	債券	477,861	468,662	9,199
	国債	265,659	259,738	5,920
	地方債	145,668	143,773	1,895
	社債	66,534	65,151	1,383
	その他	38,094	37,617	477
	小計	524,142	513,239	10,903
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,605	7,568	△1,963
	債券	5,197	5,248	△51
	国債	—	—	—
	地方債	668	669	△0
	社債	4,528	4,578	△50
	その他	12,315	12,478	△162
小計	23,117	25,294	△2,177	
合計		547,260	538,534	8,726

注 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
株式	1,458
その他	449
合計	1,908

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、56百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,483 百万円
退職給付引当金	3,319 百万円
賞与引当金	336 百万円
未払事業税	131 百万円
減価償却額	161 百万円
有価証券償却否認額	1,177 百万円
その他	1,273 百万円
繰延税金資産小計	20,884 百万円
評価性引当額	△3,960 百万円
繰延税金資産合計	16,923 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,433 百万円
退職給付信託設定益	△685 百万円
繰延ヘッジ損益	△47 百万円
その他有価証券評価差額金	△3,547 百万円
その他	△34 百万円
繰延税金負債合計	△5,748 百万円
繰延税金資産の純額	11,174 百万円

（自己資本比率）

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 11.05%

(重要な後発事象)

当行は、平成22年11月11日開催の取締役会において、当行の従業員持株会との連携によるESOPストラクチャーである「従業員持株会連携型ESOP」（以下「本ストラクチャー」という。）の導入を決議しました。

1 本ストラクチャーの目的

本ストラクチャーの導入により、従業員の経営への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当行の企業価値の向上を目指しております。

2 本ストラクチャーの概要

本ストラクチャーにおいて、当行株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」という。）を設定のうえ、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行（以下「受託者」という。）が、当行の従業員持株会である「みなと銀行従業員持株会」（以下「当行持株会」という。）による当行株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、借入れにより調達した資金をもって、当行持株会が今後数年間（3～5年を想定）に亘り買い付けることが見込まれる数において、当行が処分する自己株式である当行株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当行株式を売り付けること、本信託の信託財産に属する当行株式につき、当行持株会の会員（以下「会員」という。）の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、本信託の信託財産に属する当行株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を会員のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施します。

また、当行は、受託者による借入れについて保証しますので、万一本信託の終了時までには当行株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。

3 本信託の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託者 | 当行 |
| (2) 受託者 | 株式会社三井住友銀行 |
| (3) 受益者 | 受益者適格要件を充足する持株会会員 |
| (4) 信託の目的 | 持株会に対する継続的かつ安定的な株式の供給及び受益者適格要件を充足する者への信託財産の交付 |

なお、当行は、本件導入決議と同時に、取得する株式の総数を8,000,000株（上限）とし、株式の取得価額の総額を1,000百万円（上限）とし、取得する期間を平成22年11月12日から平成23年2月28日までとして自己株式（当行普通株式）の取得を行うことを決議しております。当行は、当該自己株式の取得の終了後において、本ストラクチャーを導入し、本信託に対して自己株式を処分する予定であります。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 14社
みなとビジネスサービス株式会社
みなとモーゲージサービス株式会社
みなと保証株式会社
みなとリース株式会社
株式会社みなとカード
みなとシステム株式会社
みなとキャピタル株式会社
Minato Preferred Capital Cayman Limited
みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合
みなと元気ファンド投資事業有限責任組合
みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合
ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合
みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合
みなとビジネスリレー投資事業有限責任組合

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ②持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ④持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日	6社
9月末日	7社
7月25日	1社

- ②連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	34,468	預 金	2,692,691
コ－ルローン及び買入手形	15,848	譲 渡 性 預 金	11,525
債券貸借取引支払保証金	17,595	債券貸借取引受入担保金	28,462
買 入 金 銭 債 権	4,899	借 用 金	47,134
商 品 有 価 証 券	419	外 国 為 替	75
有 価 証 券	631,007	社 債	5,000
貸 出 金	2,162,985	そ の 他 負 債	26,181
外 国 為 替	4,995	賞 与 引 当 金	932
リ－ス債権及び	7,131	退 職 給 付 引 当 金	4,304
リ－ス投資資産		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	236
そ の 他 資 産	34,042	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	661
有 形 固 定 資 産	34,500	支 払 承 諾	16,498
無 形 固 定 資 産	4,575	負 債 の 部 合 計	2,833,703
繰 延 税 金 資 産	11,847	（ 純 資 産 の 部 ）	
支 払 承 諾 見 返	16,498	資 本 金	27,484
貸 倒 引 当 金	△ 35,713	資 本 剰 余 金	49,483
		利 益 剰 余 金	18,658
		自 己 株 式	△ 123
		株 主 資 本 合 計	95,502
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,236
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	69
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,306
		少 数 株 主 持 分	10,588
		純 資 産 の 部 合 計	111,397
資 産 の 部 合 計	2,945,100	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,945,100

中間連結損益計算書

〔平成22年4月 1日から
平成22年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		33,631
資	金 運 用 収 益	23,269	
(う	ち 貸 出 金 利 息)	(20,049)	
(う	ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(2,746)	
役	務 取 引 等 収 益	6,345	
そ	の 他 業 務 収 益	2,813	
そ	の 他 経 常 収 益	1,202	
経	常 費 用		25,886
資	金 調 達 費 用	2,151	
(う	ち 預 金 利 息)	(1,432)	
役	務 取 引 等 費 用	1,723	
そ	の 他 業 務 費 用	1,332	
営	業 経 常 費 用	17,535	
そ	の 他 経 常 費 用	3,144	
経	常 利 益		7,744
特	別 利 益		9
償	却 債 権 取 立 益	9	
特	別 損 失		187
固	定 資 産 処 分 損 失	64	
そ	の 他 の 特 別 損 失	123	
税	金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		7,566
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,316	
法	人 税 等 調 整 額	955	
法	人 税 等 合 計		2,272
少	数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		5,294
少	数 株 主 利 益		282
中	間 純 利 益		5,012

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（時価のある株式については中間連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,038百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は4百万円減少し、税金等調整前中間純利益は128百万円減少しております。

表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は11,321百万円、延滞債権額は54,009百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は940百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,452百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,724百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25,823百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、22,217百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	60,650 百万円
預け金	0 百万円
その他資産	90 百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,400 百万円
債券貸借取引受入担保金	28,462 百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券48,672百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は3,619百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、464,301百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が456,363百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額20,489百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,000百万円が含まれております。
11. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は18,802百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 245円 59銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益467百万円、株式等売却益288百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,126百万円、貸出金償却199百万円、債権売却損145百万円及び株式等償却137百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う影響額であります。
4. 1株当たり中間純利益金額 12円 21銭
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（注2）参照）。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	34,468	34,468	—
(2) コールローン及び買入手形	15,848	15,848	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	17,595	17,595	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	419	419	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	81,132	82,013	881
その他有価証券	547,551	547,551	—
(6) 貸出金	2,162,985		
貸倒引当金（※1）	△ 33,212		
	2,129,772	2,138,472	8,699
資産計	2,826,788	2,836,369	9,580
(1) 預金	2,692,691	2,693,598	△ 907
(2) 譲渡性預金	11,525	11,527	△ 1
(3) 債券貸借取引受入担保金	28,462	28,462	—
(4) 借入金	47,134	46,446	687
(5) 社債	5,000	4,354	645
負債計	2,784,813	2,784,389	423
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	887	887	—
ヘッジ会計が適用されているもの	117	117	—
デリバティブ取引計	1,004	1,004	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、残存期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

その他有価証券として保有する変動利付国債の時価については、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から引続き市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ「有価証券」が2,611百万円増加、「繰延税金資産」が1,061百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が1,550百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した際に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ等)、通貨関連取引(為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1) (※2)	1,873
②組合出資金等 (※3)	449
合 計	2,323

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について80百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	67,865	68,647	782
	社債	13,016	13,115	98
	小計	80,881	81,763	881
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	250	250	△0
	社債	—	—	—
	小計	250	250	△0
合計		81,132	82,013	881

2. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,342	7,081	1,260
	債券	477,861	468,662	9,199
	国債	265,659	259,738	5,920
	地方債	145,668	143,773	1,895
	社債	66,534	65,151	1,383
	その他	38,187	37,617	570
	小計	524,391	513,361	11,029
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,647	7,620	△1,972
	債券	5,197	5,248	△51
	国債	—	—	—
	地方債	668	669	△0
	社債	4,528	4,578	△50
	その他	12,315	12,478	△162
	小計	23,160	25,346	△2,186
合計		547,551	538,708	8,843

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は56百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 11.05%

(重要な後発事象)

当行は、平成22年11月11日開催の取締役会において、当行の従業員持株会との連携によるE S O Pストラクチャーである「従業員持株会連携型E S O P」(以下「本ストラクチャー」という。)の導入を決議しました。

1 本ストラクチャーの目的

本ストラクチャーの導入により、従業員の経営への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当行の企業価値の向上を目指しております。

2 本ストラクチャーの概要

本ストラクチャーにおいて、当行株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」という。)を設定のうえ、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行(以下「受託者」という。)が、当行の従業員持株会である「みなと銀行従業員持株会」(以下「当行持株会」という。)による当行株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、借入れにより調達した資金をもって、当行持株会が今後数年間(3~5年を想定)に亘り買い付けることが見込まれる数において、当行が処分する自己株式である当行株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当行株式を売り付けること、本信託の信託財産に属する当行株式につき、当行持株会の会員(以下「会員」という。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、本信託の信託財産に属する当行株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を会員のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施します。

また、当行は、受託者による借入れについて保証しますので、万一本信託の終了時までには当行株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。

3 本信託の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託者 | 当行 |
| (2) 受託者 | 株式会社三井住友銀行 |
| (3) 受益者 | 受益者適格要件を充足する持株会会員 |
| (4) 信託の目的 | 持株会に対する継続的かつ安定的な株式の供給及び受益者適格要件を充足する者への信託財産の交付 |

なお、当行は、本件導入決議と同時に、取得する株式の総数を8,000,000株(上限)とし、株式の取得価額の総額を1,000百万円(上限)とし、取得する期間を平成22年11月12日から平成23年2月28日までとして自己株式(当行普通株式)の取得を行うことを決議しております。当行は、当該自己株式の取得の終了後において、本ストラクチャーを導入し、本信託に対して自己株式を処分する予定であります。